

[石綿健康診断の実施について]

1. 対象者

現在及び過去において本学の業務として石綿を取り扱う作業場における作業に常時従事する(していた)職員

1) 常時従事する職員については、下記の業務に常時従事している者

イ. 石綿(アモサイト・クロシドライトを除く)及びこれを含有する製剤その他の物(注1)を製造し、若しくは取り扱う業務

ロ. 石綿(アモサイト・クロシドライトを除く)を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務

(注1) 石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング、接着剤及び特定石綿(アモサイト・クロシドライトを除く)の含有量1%以下のものを除く物

2) 常時従事していた職員については、下記の業務に常時従事していた者

イ. 以下のものを製造し、又は取り扱う業務

・アモサイト ・クロシドライト ・石綿(アモサイト・クロシドライトを除く)

・アモサイト・クロシドライト・石綿(アモサイト・クロシドライトを除く)の重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

2. 検査項目

①業務の経歴の調査

②石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往症の有無の検査

③せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

④胸部のX線直接撮影による検査

3. 実施時期

上記対象者は、6月以内ごとに1回、定期に受診する。

4. 石綿に係る作業リスト(厚生労働省HP平成17年7月8日報道発表資料から)

1 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業

2 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業

3 以下の石綿製品の製造工程における作業

・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品

・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品

・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品

・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品

・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品

4 石綿の吹付け作業

5 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業

6 石綿製品の切断等の加工作業

7 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業

8 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業

9 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)、バーミキュライト(蛭石)、繊維状プルサイト(水滑石)等の取扱い作業

10 上記(1)～(9)の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業